

平成 25 年 12 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成25年12月19日 午後 3 時 5 分
閉 会 平成25年12月19日 午後 4 時40分

2 出席委員

畑 委 員 長 冷 泉 委 員 平 塚 委 員
上 原 委 員 安 藤 委 員 小 田 垣 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

橋 本	教育次長	小 橋	管理部長
永 野	指導部長	丸 川	教育企画監
太 田	管理部理事	古 市	指導部理事
岩 城	管理課長	沖 田	学校教育課長
斉 藤	高校教育課長	川 合	保健体育課長
阿 部	社会教育課長	立久井	学校教育課担当課長
片 山	総務企画課副課長	曾 和	総務企画課副課長
平 野	管理課副課長	村 山	教職員課副課長
岡 田	総務企画課副主査	瀬 津	総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 11月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第56号議案 平成25年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【太田管理部理事の報告】

- 12月府議会定例会に提出された教育委員会関係の2件の議案について、知事から意見を求められたため、教育長の臨時代理議決により異議なしとして意見を回答したものである。
- 平成25年度京都府一般会計補正予算については、特別支援学校校舎等整備にかかる債務負担行為の補正を行うものである。府立舞鶴支援学校の北吸分校については、隣接する舞鶴子ども療育センターが舞鶴医療センターに移転することに伴い、北吸分校を行永分校に移転する経費を債務負担として確保しているが、全国的な労務単価の上昇や資材費の高騰などから、債務負担行為の金額を1億3,900万円に増額するものである。
- 京都府立少年自然の家条例一部改正の件については、るり溪少年自然の家のクラフト室の新設に伴い、利用料金を「クラフト室を1日につき2,000円」と定めるものである。

【質疑応答】

- 平塚委員
舞鶴子ども療育センターの完成は、平成27年度になるのか。
- 太田管理部理事
平成27年度末に完成し、平成28年度に開設予定である。

イ 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 憲法・子どもの権利条約に基づき、経済的困難と格差の拡大から子どもの教育を守る要求書について

【永野指導部長の報告】

- 「憲法・子どもの権利条約に基づき、経済的困難と格差の拡大から子どもの教育を守る要求書」が、平成25年11月21日に京都地方労働組合総評議会ほか10団

体で構成される「2013秋の府・市民総行動実行委員会」から提出された。

- 要求は、「当面する緊急要望」と「就学保障制度を拡充し、教育費の保護者負担の軽減をはかる要求」など、計6件である。
- 従来からこの時期に要求書が提出されてきたが、昨年度と比較すると新たに3項目が追加されている。追加項目は、①教育予算の増額、②標準法を改正し小中学校での35人・30人学級を実現するための教育予算の確保、③公立高校の定員確保、である。
- 府教育委員会としては、「教職員定数の改善」や「いじめ対策等総合推進事業に係る予算」、「特別支援教育の環境整備」、「学校施設の耐震化などの促進にかかる予算確保」などについて、国に要望しているところである。また、財政状況が厳しい中ではあるが、府の教育予算確保に努めている。
- 公立高校の募集定員については、中学校卒業見込者数の動向、昨年度までの中学生の進学実績、進路希望状況などを踏まえて、公立と私立との協調により適正な受入を図ることを基本として募集定員を設定している。高校への進学率も年々上昇しており、平成25年度は98.9%に達している。
- いわゆる、高校授業料無償制度については、平成25年11月27日に法改正され、年収910万円程度以上の高所得者世帯への授業料負担による財源について、低所得者への給付型奨学金の創設や公私間格差の縮小に充てられることとして国において予算編成が行われている。京都府では、修学支援事業や通学補助制度等に取り組んでおり、今後とも、生徒が経済的状況により高等学校への進学を断念すること無く、また生徒が安心して学べるよう、市町村教育委員会や関係機関と連携して制度の周知徹底を図りたい。

【質疑応答】

- 畑委員長

京都府教育委員会としてスタンスを持って取り組んでいるが、打ち出しの考え方や長期的な展望を分かりやすく説明し、府民が安心できるようにしていただきたい。

(イ) 鴨沂高校（全日制）の教育環境改善を求める請願書について

【太田管理部理事の報告】

- 京都府立鴨沂高等学校高校30人学級をすすめる会から、教育委員長に対して、鴨沂高校の教育環境改善を求める489筆の請願書が提出された。
- 請願内容は、①雨漏りや設備の不良などが相次いでいる仮校舎の補修、整備を行い、授業や学校行事、HR、部活動などが支障なく行えるよう環境整備や施設整備を行うこと、②紫野グラウンドの代替グラウンドをできる限り現校地の近くに紫野グラウンドと同等の広さ、機能のものを確保すること、③クラス数減に伴う機械的な教職員定数削減を止め、校舎移転に伴う対応や生徒への指導を行える十分な人手・予算を確保すること、④校舎改築に係る生徒・保護者・教職員の疑問に答え、改築の日程・手法、新校舎の設計などの情報を明らかにして、新しい鴨沂高校の教育条件や施設設備について、教職員・生徒の意見を聞き反映させること。⑤現在、旧桃山養護学校校舎に保存されている旧図書館書庫の資料を専門の研究機関により調査・記録し、広く府民に活用されるものにする、の5点である。
- 仮校舎に関しては、移転前に全ての校舎の改修工事を行ったが、集中豪雨による漏水や当初想定していない設備機器の不具合が見つかった。不具合の

生じている箇所は速やかに対応を行い、原因が特定できたものから順次補修を行っているところである。今後も学校教育活動に支障が生じないように、学校から状況をよく聞き、連携しながら必要な施設補修に努めたい。

- 紫野グラウンドは、工事エリアとグラウンドのゾーンを仮囲いで区切られているが、高さ15mの防球ネットを年内に設置することとしている。新設高校のグラウンド整備に取りかかる26年8月末までは、硬式野球での使用も含めて、鴨沂高校の専用グラウンド約6,200㎡として使用できることとなっている。その後、来年度早期から鴨沂高校北敷地の建物解体とグラウンド整備を行い、北敷地約5,100㎡を専用グラウンドとして確保できるよう設計作業を進めており、硬式野球を含め、部活動での利用に支障をきたすことがないよう努めたい。
- 硬式野球については、この他、本年度内は放課後の練習のために府立大学のグラウンドを週2日、借りることができることとなっている。硬式野球以外の部活動も、平日の放課後に府立学校2校のグラウンドを使用できるよう調整を進めている。来年4月からは、土・日曜日や長期休業期間に対戦校のグラウンド以外でも試合形式の練習が行えるよう、城南の丘グラウンドを活用することとして準備を進めている。また、授業については、京都工芸繊維大学のグラウンドも借りることができることとなっており、仮校舎のグラウンドや体育館も含めて、授業・学校行事・部活動に支障の無いよう支援したいと考えている。
- クラス減に伴う教職員定数については、現在も校舎移転に伴い校長から充分意見を聞いて体制整備に当たっており、来年度以降についても、引き続き教員の配置や予算の確保に努めたい。
- 校舎改築について、基本・実施設計業務では公募型プロポーザル方式により設計業者の特定を行い、11月21日付けで契約を締結したところである。設計業務の進め方としては、生徒、教職員といった施設使用者を中心としたワークショップを行い、設計に反映させる手法を取ることにしている。現在、設計業者と運営方法について打ち合わせを進めており、12月中には初回ワークショップを実施したいと考えている。
- 図書館に所蔵されていた資料は、調査等を行うためのスペースを十分に確保するため、旧桃山養護学校校舎内へ保管換えを行っている。これらの資料については、移転前に京都文化博物館の学芸員による調査を実施しているが、京都府総合資料館にも協力をいただいて、活用可能な資料の確認を行った上で研究資料としての活用や府民利用など、幅広く活用方法を検討したいと考えている。
- 生徒や保護者からも「生徒の声を聞いてほしい。」「グラウンドをしっかりと確保して欲しい。」など様々な声も出されており、生徒や保護者に対してきめ細かに説明を行い声も聞きながら、丁寧な説明が必要であると考えている。近々、開催される保護者説明会に関係課長が説明のため出席する予定である。
- 今後も鴨沂高等学校の教育環境の充実に向け、学校長から意見を聞きながら、計画的に取り組むたいと考えている。

【質疑応答】

- 上原委員

「鴨沂高校30人学級をすすめる会」は、いつ頃から活動しているのか。

- 太田管理部理事

昨年も請願は提出されているが、いつ頃からは不明である。

- 冷泉委員

請願の代表者は、鴨沂高校の保護者なのか。

○太田管理部理事

鴨沂高校の教諭である。

○冷泉委員

雨漏りなどの校舎の不備な点は放っておくわけにいかない。できる限り迅速に改善していただきたい。

グラウンドに関しては、広いにこしたことはないが、京都市内で元々、府立女学校から府立高校へ変わったという鴨沂高校の歴史的な背景を考えると、広いグラウンドが無いのが現実であり、歴史的な背景を皆で共有して、無いという大前提の下で最大限の努力をして知恵を絞る他はない。お互いに自我だけを言うのではなく、この環境の中でどうすれば良いかをお互いに話し合うしか方法は無いと思う。また、図書館の資料についても拝見したが、古さで価値のある物もあるが、ただ古いという物が大半であった。

○畑委員長

紫野グラウンドについては、多くの方々の努力によりやっと確保することができたという請願された方々の気持ちや、授業も2コマ組まなければならなかった苦労など、見る角度が違えばとらえ方も変わる。新しい鴨沂高校では、学校の近くにグラウンドを整備しなければならないという問題点を始め、新しくスタートした際に楽しみにできる要件などについて、保護者会や生徒、教職員などが同じスタンスで同じ夢を見てもらえるよう努力するタイミングがこの半年間であったと思うが、その部分ができていなかった。大プロジェクトを進めることは大変ではあるが、負担感だけが溜まることの無いよう丁寧に進めて欲しい。

フレックス学園を作るプロジェクトは重要であり、社会的にも喫緊の課題である。加えて鴨沂高校の耐震対策を解消できる仮校舎の確保もでき、大きな2つのプロジェクトを理解いただけるよう、情報発信を丁寧に行って欲しい。

○安藤委員

現在通学している生徒や保護者に対しては、十分な説明をしていただきたいが、加えて、新たに鴨沂高校への進学を希望している中学生に対しても学校説明会などで説明しているのか。

○岩城管理課長

お知らせしている。

○畑委員長

仮校舎のグラウンドは狭く、通学路も大変である一方で、講堂が立派であると聞いている。

○岩城管理課長

大きな行事にも対応できる立派な講堂である。

○畑委員長

限られた場合にしか使えないが、そういったポジティブな部分を共有して、気持ちが前向きにならないかと思う。

同等の広さといっても無理なものは無理であり、丁寧に説明いただくしかない。

○小田垣教育長

台風18号の際には、ベランダから雨が吹き込むなど一部被害があった。仮施設とはいえ教育活動を行う場であり、直ぐに復旧させるなど府教育委員会としてバックアップしているところである。

○畑委員長

契約上、雨漏りなどについては、貸し主が修理することとなっているのか。

○岩城管理課長

基本的には府教育委員会が管理しており、その責任で修理をして、生徒がしっ

かり学べるように努めている。

○冷泉委員

仮校舎の建物はどこの所有になるのか。

○岩城管理課長

あくまで、京都産業大学からお借りしているものである。

○冷泉委員

相国寺は関係ないのか。

○岩城管理課長

土地も建物も京都産業大学のもので、相国寺とは関係ない。

ウ 「いじめ防止対策推進法」施行に伴う京都府の対応について

【丸川教育企画監の報告】

○ いじめ防止対策推進法の概要については、8月の定例教育委員会で報告したところであるが、平成25年9月28日付けで施行され、文部科学省においては、10月11日付けで「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。本日は、今後必要となる京都府の取組について、学校、教育委員会別に説明するものである。

○ まず、法第11条から第13条では、「いじめ防止基本方針」が定められており、第12条で地方公共団体に係る策定の努力義務が、第13条で各学校に係る策定の義務が定められている。

京都府独自の基本方針については、「京都府いじめ防止基本方針策定委員会（仮称）」を早急に立ち上げ、内容を検討して、今年度中に策定したいと考えている。基本方針の内容については、私立学校や京都市立学校も網羅したものになると考えている。なお、各学校には策定義務があることから、現在、府教育委員会でモデルとなるひな型を検討しており、このひな型を順次各府立学校に情報提供して、円滑に基本方針が策定されるよう努めたいと考えている。

○ 次に、法第14条に規定される「いじめ問題対策連絡協議会」の設置は、努力義務であるが、京都府として設置の方向で検討している。同連絡協議会は、いじめ防止等に関する関係機関、団体間、市町村との連携により、府内全域をカバーできるものにしたいたいと考えている。

○ 3点目の法第14条第3項「教育委員会の附属機関」については、「設置することができる。」とされているが、国の基本方針では、詳しく規定されており「設置することが望ましい。」となっていることから、教育委員会の附属機関として設置したいと考えている。同附属機関の主な役割は、①いじめ防止等のための対策に関する調査・審議、②重大事案等いじめ事象が発生した場合の調査・提言、を行うものである。

○ なお、自殺事案等重大な事案に関わり、市町教育委員会の要請に応じた支援のあり方については、従前から検討しているところである。「いじめ対策検討のための有識者会議」の中で、①委員の構成メンバー、②役割、③市町教育委員会の支援のあり方、について意見を伺いたいと考えている。

○ 4点目の法第16条「早期発見のための定期的な調査」については、本年度から全学校、全児童生徒を対象に実施している「アンケート調査」と「聞き取り調査」に該当することから、今後とも各市町教育委員会と連携して、引き続き実施したい。

○ 5点目の、法第22条「各学校におけるいじめ防止等のための組織の設置」については、全学校に設置義務がある。法では、複数の教員や心理・福祉等の専

門的な知識を持つ者等で構成することとされているが、既存の生徒指導部会等を活用することも可能である。府立高校ではスクールカウンセラーを配置していることから、専門家の意見を取り入れることのできる組織づくりについて、現在、各学校で検討をお願いしている。

- 6点目は、法第24条の一般的にいじめがあると疑われた場合の府教育委員会としての対応、また、法第28条からは特に重大事態が起こった場合の対応についてである。

重大事態の定義は、国の基本方針ではかなり詳細に規定されている。第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されている。第2号では「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされており、その「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とされている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要とされている。

- 国の基本方針で新たに追加された、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合については、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査することとなっている。
- 7点目の重大事態が起こった場合の報告・調査等については、法第28条から第31条までで定められている。まず、学校で重大ないじめ事案の疑いがあった場合、校内に設置される組織か、設置者である教育委員会の組織で調査を行う。この調査をどちらが主体として実施するかについては、従前の経緯や事案の特性、保護者等の訴えなどを踏まえて、教育委員会が判断することとなる。
- 教育委員会の組織で調査をする場合は、法第14条の第3項による附属機関により調査することになる。この調査により明らかになった事実関係については、適宜・適切な方法で経過報告を含め、いじめを受けた児童生徒や保護者に情報提供することとなっている。
- 重大事態が発生した場合は、地方公共団体の長に報告することとなっており、京都府であれば、調査結果も含めて知事に報告することとなる。知事は、調査結果を踏まえ、保護者等からの訴えがあり必要な場合、再調査を行うことができる。この場合、府議会に報告するとともに、再調査結果を被害児童に報告することになる。
- 市町村においても取扱いは同様であるが、京都府教育委員会として市町村教育委員会の調査への協力、支援のあり方について、有識者会議での意見も踏まえて検討したい。
- 京都府として早急に対応すべき事項は、①京都府独自のいじめ防止の基本方針を策定する「京都府いじめ防止基本方針策定委員会（仮称）」、②いじめの防止等に関する機関、団体間、市町村との連携を行う「京都府いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」、③いじめ対策に関する調査審議や重大事態等の調査を行う「京都府いじめ防止対策推進委員会（仮称）」、④知事の再調査機関としての「京都府いじめ調査委員会（仮称）」、の設置である。①②については、知事部局関係課との共管事業として実施し、③は、京都府教育委員会の附属機関として設置することとして2月府議会に条例改正案を提案したい。④については、知事の附属機関として条例提案されるものである。
- 基本方針については、府教育委員会でもデル例を示しながら今年度内に府立

学校において策定いただきたいと考えている。学校におけるいじめ防止等組織の設置については、既存の会を基本としてスクールカウンセラーにも協力いただけるものとしたい。

- 市町村への支援については、平成25年11月1日に市町教育委員会教育長への概要説明を、11月7日には文部科学省担当者による市町教育委員会担当者への説明会を行うとともに、府立学校の基本計画案を参考例として市町教育委員会へ情報提供を行うこととしている。また、スクールカウンセラーの増員についても、国の状況も注視しつつ市町教育委員会からの要望に応えられるよう今後とも努力したい。

【質疑応答】

- 上原委員

いじめ防止基本方針の策定など全てを年度内に定めるのか。

- 丸川教育企画監

学校は4月から新たな年度となることから、来年度当初に間に合わせるべきと考える。国の基本方針を参考に、教育委員会での意見をいただきながら進めたい。

- 上原委員

基本方針を条例として策定するのか。

- 丸川教育企画監

現在のところ、基本方針の条例化は考えていない。条例化を考えているのは、「京都府いじめ防止対策推進委員会（仮称）」と「京都府いじめ調査委員会（仮称）」であるが、今後、各都道府県の状況も踏まえて、知事部局で基本方針を条例設置する可能性はある。

- 冷泉委員

私立学校に関しては、学校で調査して終わりになるのか。

- 丸川教育企画監

学校法人が教育委員会の立場も兼ねる形となっている。各学校での調査結果を知事に報告し、保護者がそれに納得しなければ知事の判断で再調査することとなる。

- 畑委員長

いじめのエスカレート、長期化、周囲が見て見ぬふりをする、といった事態になってはいけませんが、生きていく上で人間関係をいやす力も養わなければならない。勘違いすると、悪者を作るためだけのものになってしまう。

- 丸川教育企画監

国の調査でも、いじめを受けた者がいじめる側に回るケースはある。いじめを無くすことは難しいが、とにかく重大事案に至らないよう早期解決に努めることが一番大切である。

- 上原委員

対象となる学校の範囲は何か。

- 丸川教育企画監

小学校、中学校、高校と特別支援学校であり、幼稚園（部）は対象に含まれない。

- 平塚委員

教育委員会の設置する調査機関と、知事が設置する調査機関の関係は、どういう関係か。

○丸川教育企画監

知事が設置する調査機関は、大津市でのいじめ事件を発端に教育委員会の隠蔽体質が問題視されて設置されたもので、教育委員会の調査に保護者が納得しない場合に、知事に対して訴えると再調査できるもの。

○平塚委員

条例は、毎年改正されることとなるのか。

○橋本教育次長

知事の附属機関として設置するもので、一度設置すると何度も改正するものではない。

エ 平成25年度京都府学力診断テストの結果の概要について

【沖田学校教育課長の報告】

- 中学2年生を対象とした京都府学力診断テストを平成25年10月23日に府内全中学校99校と特別支援学校3校において実施した。国語、数学、英語を対象教科として、1万人余りの生徒が受検した。問題は、基礎基本に関する問題を20問、活用に関する問題を5問、質問紙調査を33問、それぞれ実施した。
- 調査結果の特徴としては、①全体的な学力はほぼ定着している、②家庭での学習習慣については依然課題がある、③規範意識についてはやや改善傾向が見られる、④携帯電話の所持率が増加している、4点が挙げられる。
- 学力に関しては、これまで70%としていた問題の予想正答率を60～65%に設定して問題を作成した。国語と英語については目標正答率を上回ったが、数学の活用部分については課題が残った。領域別では、国語の「読むこと」、数学の「図形」と「資料の活用」、英語の「書くこと」が不十分であったと捉えている。
- 家庭での学習時間に関しては、「全くしないか、30分より少ない」と答えた生徒の割合が昨年度は24.4%であったが、本年度は25.0%と僅かに増加している。2時間以上勉強している生徒の割合も増加しているが、学習習慣を身に付けさせるよう力を入れて指導を行いたい。
- 規範意識については、「学校や社会のきまりや規則を守っている。」という問いに対して「守っている」と答えた生徒の割合が昨年度40.0%から40.7%へ僅かに増加している。
- 携帯電話に関しては、「携帯電話を持っていない」と答えた生徒は、全体の26.3%であり昨年度より7.1%も増加している。また、通話やメールをほぼ毎日している生徒の割合も8.4%増加しており、何らかの指導が必要であると考えている。
- 京都府の小中学校の学力向上については、小中学校が別々に行うのではなく、小中9年間の視点で捉えることにより、効果的な指導に繋がると考えており、一層の連携を進めたい。このためにも、子どもたちの学ぶ意欲を引き出し、個に応じた指導を一層充実させ、授業改善を進める必要がある。府学力診断テストの活用講座を平成26年1月20日に府総合教育センターで、また21日に同センター北部研修所で実施し、中学校の学力状況分析や活用講座を実施して、各校の授業改善に生かしたい。
- 規範意識や豊かな人間性を育むために、「道徳の時間」等の指導の充実を図るとともに、全ての中学校において内容を工夫した形で非行防止教室を実施したいと考えている。
- スマートフォンの使用に関しては、スマートフォンに特化した調査を来年度

実施する必要があると考えている。また、親子でスマートフォンの使用についての研修を受ける機会を増加させるなど、様々な形で啓発を進めることが必要ではないかと考えている。

【質疑応答】

○上原委員

スマートフォンが学力低下の一つの原因となっていると言われるが、根拠となる調査はあるのか。

○沖田学校教育課長

スマートフォンの使用と学力との相関関係については、スマートフォンを使用する時間の増加に伴って勉強時間が低下する関係はあると考えている。合わせてゲームやテレビを見る時間との相関関係もある。

○小田垣教育長

府立高校の調査でも、携帯電話の使用と学力との関係は強く出ている。テレビはビデオに録画してまとめて見る生徒もおり、生活は余り崩れないが、携帯電話はいつ連絡があるか分からないことから、規律ある生活への影響は大きい。

○沖田学校教育課長

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）では、すぐに返事をしなければ仲間はずれになる場合があるなど、落ち着いて勉強できる環境とならないのではないのか。

○上原委員

単純にスマートフォンを持っている生徒の平均点と持っていない子の平均点をとれば分かるのではないのか。

○沖田学校教育課長

サンプリングはできる。

○小田垣教育長

携帯電話の使用時間はかなり不規則になっており、学力とは強い相関関係が出るのではないのか。

○安藤委員

子どものスマートフォンが壊れた際に、子どもの就寝時間が12時から9時になったが、それだけスマートフォンを触っていたということになる。

○小田垣教育長

昔と違って、子ども同士が部屋から部屋へ直接連絡できる環境になったのが大きい。子どもの生活時間が変則的になっているのは事実である。

○安藤委員

携帯電話の使用については、親子でのルール作りが必要だが、啓発のための事業はあるのか。

○沖田学校教育課長

KDDIから講師を招いて、親子のルール作りなどについて説明する小学生対象の取組がある。

○畑委員長

携帯電話の契約者は子どもではなく保護者であり、契約者としての責任を果たさなければならない。携帯電話を使用する比率もかなりのスピードで進んでおり、中学校を見学してもITの授業も多くあることから、使うことを前提とした上での適切な指導をしていただきたい。

○沖田学校教育課長

携帯電話の使い方やモラル指導についてもきちっと行いたい。

○畑委員長

朝ご飯を食べる子どもの割合もなかなか100%にならない。家庭環境によって朝ご飯を食べられない子どももいるだろうが、定時制の学校給食のように朝食を食べられない子どもへの支援ができればと思う。

オ 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査について

【沖田学校教育課長の報告】

- 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査については、文部科学省の報道解禁日に合わせて平成25年12月6日に報道機関への記者発表を行った。なお、数値については、京都府は京都市を含む公立の小中高等学校の件数となっているが、全国は国立と私立も含む数値となっている。
- 暴力行為の発生件数は2,003件と前年度より185件減少し、児童生徒千人当たりの発生件数についても8.5件と前年度よりも減少した。全国の児童生徒千人当たりの発生件数は4.1件であり、京都府は2倍以上の発生率となっており、なおも深刻な状況にある。
- いじめについては、平成24年9月に実施した緊急調査の結果を平成24年11月の臨時教育委員会で、平成25年度1学期の状況を平成25年8月の教育委員会で、それぞれ報告しているところであるが、今回の調査結果は平成24年9月の緊急調査結果がベースになっている。いじめの認知件数は、9,395件であり前年と比較して9,020件増加している。
- 小中学校における不登校は、2,090人で前年度と比較して41人増加し、出現率も1.08ポイントと前年度から0.03ポイント増加している。
- 暴力行為の内訳は、中学校では対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力（学校外での暴力）ともに減少しているが、小学校では対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力ともに増加しており、暴力行為の低年齢化が顕著となっている。中学校での暴力行為は前年度より200件近く減少したが、①警察官OBによるスクールサポーターの配置増員や非行防止教室、校内パトロールなどの充実、②学力面以外でも小中連携によって教育相談機能の充実、③生徒指導緊急指導教員の配置、などの取組によるもので、特に生徒指導緊急指導教員を配置した10校では、暴力行為が前年度比105件も減少しており、効果が顕著であったと考えている。
- いじめの認知件数は、平成24年9月の緊急調査以降、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したことにより、前年度比9,020件増と大幅に増加した。学年別では、小学校低学年がピークで、学年が上がるにつれて減少している。また、小学校では82.9%、中学校では81.3%のいじめが解消している。
- 不登校の出現率については、様々な施策に取り組む中で平成13年度以降減少傾向にあったが、平成24年度は小学校25人、中学校17人（いずれも京都市を除く）増加した。不登校児童生徒に特に効果のあった取組としては、家庭への働きかけが多く挙げられている。特に、中学校では研修会や事例研究が84.4%も実施され教員同士の共通理解が進んだことや、スクールカウンセラーとの連携が効果的に行われたものと考えている。

【質疑応答】

○畑委員長

暴力行為と治療状況では、小学校において治療を要する案件が増えているが、暴力行為の低年齢化に伴い、限度の分からない子どもが増えているのではないかと。

先日、ドッグセラピーの話聞いたが、生きているということ子どもに体感させる取組であった。警察OBによる非行防止教室でも、低学年の早い段階から教える必要があるという意見もあり、モノや動物、人を傷つけることに対してしっかりと指導することが必要である。

○沖田学校教育課長

ドッグセラピーの取組についても報告を受けており、参考としたい。

○安藤委員

高校での不登校の生徒と中退との関連はどうか。

○小田垣教育長

不登校生徒に対しては、登校を促すことが必ずしも良いとは限らず、ケース・バイ・ケースである。自立への道筋として、一人一人の個に応じて丁寧な対応を行っている。

○斉藤高校教育課長

平成24年度では、府立高校の不登校生徒604人中、246人が中退しており、中退生徒のおよそ4割が不登校生徒である。

○上原委員

逆に言うと、6割は卒業しているということか。

○斉藤高校教育課長

30日以上欠席した生徒を不登校生徒としており、進級や原留、転学する生徒もいる。

○小田垣教育長

スクールカウンセラーを配置しており、教員の指導と違う視点から分析して、子どもの実情に応じた指導を行っている。

カ 京都府立るり溪少年自然の家の指定管理者候補団体の選定結果について

【阿部社会教育課長の報告】

○ 京都府立少年自然の家の指定管理については、南山城少年自然の家は11月30日をもって廃止されることや、るり溪少年自然の家は機能充実に向けて宿泊棟の改修工事やクラフト室の新築工事が行われることに伴い、いずれも11月末で指定管理期間が完了したところである。また、これまで指定管理を行っていた財団法人京都少年教育振興会は、11月末で解散したところである。

○ このため、平成26年4月からの「るり溪少年自然の家」の指定管理について、新たな指定管理者を選定する必要があることから、平成25年10月2日から11月15日まで募集を行ったところ、3団体から応募があった。

○ 11月28日には、①法令遵守による適切な管理、②安定した管理能力、③施設の効果的な管理、④施設の効率的な管理、の4点から京都府指定管理者等選定審査会教育委員会部会による審査を行った。選定審査会の審査結果を踏まえ、府教育委員会としてグリーンパルるり溪共同事業体（東京海上日動ファシリテーズ株式会社大阪支店と一般財団法人大阪市青少年活動協会とのグループ応募）を指定管理者候補団体とした。

○ 今後は、候補団体と細部の協議を進め、2月府議会の議決を経た上で、指定管理者として指定したいと考えている。

【質疑応答】

○上原委員

選考基準の施設の効果的管理と、施設の効率的な管理とは、どう違うのか。

○阿部社会教育課長

「施設の効果的管理」とは、施設の目的にあった事業がなされるかという視点から、「施設の効率的管理」とは、指定管理料を下げられるかという経済的な視点からの選考である。

○上原委員

私の感覚的には、効果的と効率的は反比例するようにも思われる。

○畑委員長

4つの基準による評価の高い団体ということか。

○阿部社会教育課長

そうである。価格だけでなく総合的な判断となる。

○畑委員長

内容もしっかり見て判断しているということか。グリーンパルりり溪共同事業体は団体名に「りり溪」と入っているが、以前から管理しているのか。

○阿部社会教育課長

今回、応募するに当たってこの名前にしたもので、全く新しい団体である。

○小田垣教育長

他府県でも同様に、その場所にあった形態の事業体を組んでいる。

○畑委員長

3ヶ年契約で依頼するのか。

○阿部社会教育課長

指定管理者としては通常5ヶ年契約だが、今回はクラフト棟の新設などもあり、これまでと違うことから3ヶ年としたものである。

○冷泉委員

なぜ、大阪市の青少年活動協会なのか。

○阿部社会教育課長

本拠地が大阪市にあることから、大阪市という名称が付いているが、松原市や吹田市など大阪市周辺の施設も指定管理している。

○畑委員長

3団体が応募しているが、想定通りか。

○阿部社会教育課長

応募前の現地説明会では9社が来ていたので、3団体は想定より少なかった。

キ 小学校教頭の人事異動について【非公開】

(4) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項キについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(5) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

畑 委員長

冷 泉 委 員

平 塚 委 員

上 原 委 員

安 藤 委 員

小田垣 教育長

事務局職員